

評議員及び役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人しらゆり保育園（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規程に基づき、評議員及び役員等の報酬に関し事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において、用語の定義は、次のとおりである。

- (1) 評議員とは、定款5条に定める評議員をいう。
- (2) 役員とは、定款15条に定める理事及び監事をいう。

(報酬の支給)

第3条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、その出席1日につき、5,000円を支給する。

- 2 役員が、その職務のため、理事会及び評議委員会に出席したときは、その出席1日につき、5,000円を支給する。
- 3 監事が会計監査のため出席したときは、その出席1日につき、10,000円を支給する。
- 4 役員が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けて業務をしたときは、その業務1日につき、5,000円を支給する。
- 5 役員の報酬は、各年度の総額が300,000円を超えない範囲とする。

(報酬等の支払方法)

第4条 報酬等は、業務終了時に通貨にて相当額を直接本人に支払う。

(旅費)

第5条 旅費は、法人の職員の「旅費規程」に準じて支給する。

(附則) この規程は昭和62年4月1日から施行する。

(附則) この規程の改正は、平成14年4月1日から施行する。

(附則) この規程の改正は、平成29年6月27日から施行する。

(附則) この規程の改正は、令和5年6月20日から施行する。